

便利

申請はもうお済みですか？
便利なマイナンバーカードを取得・活用しましょう

問 町民税務課 戸籍係 ☎77・3911

マイナンバーカードは、本人確認のための公的な証明書としても使えるほか、コンビニで各種証明書を取得いただけるとても便利なカードです。

休日申請サポートを実施します (完全予約制)

職員による写真撮影や申請書の受け付けを行います。ご希望の方は必ず、**11月26日(金)までに電話にてご予約ください。**

■開催日 11月28日(日)

■時間 午前10時～午後3時

■サポート内容

- ・職員による写真撮影
- ・QRコード付き申請書の交付
- ・記入済み申請書の受付
- 持ち物
- ・身分証明書（運転免許証など）
- ・印鑑

平日夜間・休日にも交付および更新が可能です (完全予約制)

マイナンバーカードの受け取りおよび電子証明書更新手続きが次の休日にも利用できます。

休日の受け取り、更新手続きをご希望の方は、**希望時間を必ず電話にてご予約ください。**

■予約窓口 町民税務課戸籍係

平日午前8時30分～午後5時まで

■11月の平日夜間・休日交付日

および更新日(要予約)

11月9日(火)、25日(木)、28日(日)

■時間

〈平日夜間〉午後5時15分～午後7時まで
 〈休日〉午前10時～午後3時まで

■その他

申請から交付まではおおむね1カ月かかります。

ぜひ、お申し込みください!



保険

便利なお知らせ
マイナンバーカードの保険証利用について

問 町民税務課 国保年金係 ☎77・3913

令和3年10月20日から、医療機関や薬局などでマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりました。利用するためには、事前に登録が必要ですのでご注意ください。

保険証利用の申込み

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、事前に登録が必要です。登録申込は、マイナポータルやセブン銀行ATM、町民税務課戸籍係で行えます。登録には、マイナンバーカードと数字4桁の暗証番号が必要となります。事前にご準備ください。

利用できる医療機関

医療機関や薬局によって、開始時期が異なりますのでご注意ください。利用できる場所にはステッカーやポスターが貼ってあります。また、厚生労働省のホームページで公開していますので事前にご確認ください。

※オンライン資格確認が導入されていない医療機関などでは、これまでどおり健康保険証が必要です。

利用方法

医療機関や薬局で、マイナンバーカードをカードリーダーにかざすだけで利用できます。※かざした後に顔写真で本人を確認します。

その他

・マイナンバーカードがなくても、これまでどおり健康保険証を持参すれば受診できます。
 ・町民税務課戸籍係でマイナンバーカードの申請受付を行っています。申請に関する詳細については、戸籍係(☎77-3911)にお問い合わせください。

かざすだけ! /





11月は「ちば国保月間」 国保税は納期内に納めましょう

☎ 町民税務課 国保年金係 ☎ 77・3913

国民健康保険(以下、「国保」)は、加入者同士の助け合いの制度です。また、皆さんの医療費に充てられる国保の貴重な財源です。国保税の納め忘れのないよう、納期限までに納付してください。

国保税を滞納してどう…

特別な事情もなく長い間国保税を滞納すると、その期間に応じて次のような取り扱いに変更となります。

① 国保税を納めないでいると、通常の保険証の代わりに**有効期間の短い保険証(短期証)**が交付されます。

② 短期証発行後も納付相談などをせずに滞納状態が続くと、保険証の代わりに**資格証明書**が交付されます。医療機関にかかるときは、**医療費をいったん全額自己負担**することになります。

③ さらに納付相談などをせずに滞納状態が続くと、**国保の給付が全部、または一部差し止め**になります。それでも納めないでいると、差し止められた保険給付額から滞納分が差

し引かれます。

※このようなことにならないためにも、国保税は納期限内に納めましょう。

納付相談を行っています

やむを得ない諸事情で国保税の納付が困難な方は、滞納したままにせずに、納付方法についてお早めに町民税務課収税係(☎ 77-13916)までご相談ください。

会社の保険に入ったら

就職などで社会保険などに加入して国保をやめる時は、原則14日以内に届け出が必要です。届け出を行わないと、国保税と社会保険料が二重に賦課されてしまう場合があります。国保年金係までご連絡ください。



自身の健康をチェック 巡回特定健康診査を実施します

☎ 加入している社会保険

社会保険に加入されている被扶養者の方を対象とした、巡回特定健康診査が次のとおり実施されます。対象となる方は、この機会にぜひ受診してください。(詳細については、加入している社会保険へお問い合わせください)

■開催日 11月30日(火)
■受付時間 午前9時30分～11時15分

■会場 役場南庁舎

■対象者 健康保険組合・全国健康保険協会(協会けんぽ)などに加入している被扶養者

※国保加入者は対象外となります。

■健診内容 特定健康診査

■健診料金 受診券を確認

■持参する物 受診券・保険証など(受診券は加入中の社会保険にご確認ください)

自動車税(種別割)の滞納は見逃しません

☎ 千葉県東金県税事務所 ☎ 0475-54-0223
千葉県総務部税務課 ☎ 043-223-2127

千葉県は、自動車税(種別割)の未納額の縮減のため10月から1月までを滞納整理強化期間とし、給与・預金・自動車などの差押えを一層強化します。

自動車税(種別割)が未納の場合は至急納付してください。また、新型コロナウイルスや災害などにより一時に納付できない場合は、納税の猶予が認められる場合がありますのでご連絡ください。



▲差押え自動車の引き揚げ例